

福島市あぶくまクリーンセンター
焼却工場再整備事業

要求水準書

運営・維持管理業務編

令和4年10月

福島市

目 次

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 計画主要目	4
第3節 一般事項	5
第4節 運営・維持管理業務条件	11
第2章 運営・維持管理体制	13
第1節 業務実施体制	13
第2節 有資格者の配置	13
第3節 教育訓練	14
第3章 運転管理業務	15
第1節 本施設の運転管理	15
第2節 受付・計量業務	15
第3節 搬入管理	15
第4節 適正処理・適正運転	16
第5節 運転管理体制	16
第6節 用役の管理	16
第7節 運転計画の作成	17
第8節 運転管理記録の作成	17
第9節 運転管理マニュアル	17
第10節 エネルギー利用	18
第11節 性能試験の実施	18
第12節 その他	18
第4章 維持管理業務	19
第1節 本施設の維持管理業務	19
第2節 保守管理	19
第3節 修繕工事	21
第4節 清掃	23
第5節 維持管理マニュアル	23
第6節 精密機能検査	23
第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施	23
第5章 測定管理業務	24
第1節 本施設の測定管理業務	24
第2節 測定管理マニュアル	24
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	26
第6章 防災管理業務	29
第1節 本施設の防災管理業務	29
第2節 二次災害の防止	29
第3節 緊急対応マニュアルの作成	29

第4節	事業継続計画の作成	29
第5節	自主防災組織の整備	30
第6節	防災訓練の実施	30
第7節	事故報告書の作成	30
第7章	関連業務	31
第1節	本施設の関連業務	31
第2節	植栽管理	31
第3節	積雪対応	31
第4節	施設警備・防犯	31
第5節	見学者対応	31
第6節	周辺住民への対応	32
第7節	災害発生時の対応・防災備蓄スペースの管理	32
第8章	情報管理業務	33
第1節	本施設の情報管理業務	33
第2節	運営体制	33
第3節	運営マニュアル	33
第4節	運転	33
第5節	保守管理	34
第6節	補修工事	34
第7節	更新工事	34
第8節	保全工事	34
第9節	作業環境管理	35
第10節	清掃、植栽管理、積雪対応	35
第11節	測定管理	35
第12節	施設情報管理	35
第13節	防災管理	36
第14節	業務完了報告	36
第15節	その他管理記録報告	36
第16節	情報セキュリティ	36
第9章	本市において実施する業務	37
第1節	ごみの収集及び搬入	37
第2節	受付・計量業務	37
第3節	小動物の受入、焼却、遺骨返還	37
第4節	管理棟の管理	38
第5節	見学者等への対応	38
第6節	運営・維持管理モニタリング	38
第7節	焼却残渣等の運搬・処分・売却	39
第8節	あらかわクリーンセンターとの相互調整	39
第9節	その他の業務	39

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業	福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業をいう。
本市	福島市をいう。
本施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、ストックヤード、小動物焼却施設の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される施設一式をいう。
プラント	本施設のうち、ごみ処理に必要なすべての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。
委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、本市が開催する学識経験者などで構成される組織「福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の応募に参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	応募において応募者の代表を務める者をいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行う者をいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負または受託することを予定している者をいう。
設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう（造成工事を含む。）。
運営・維持管理業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
土壌汚染等対策工事	本事業の設計・建設業務のうち、土壌汚染等対策工事をいう。
優先交渉権者	応募者の中から委員会の意見を受けて最優秀提案者として市が決定した者をいう。 ※優先交渉権者との契約協議が整わない場合には、優先交渉権者を次点交渉権者と読み替えるものとする。
次点交渉権者	応募者の中から委員会の意見を受けて、次点提案者として市が選定し、優先交渉権者に次いで本事業を実施する候補者とした者をいう。
民間事業者	本市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
建設事業者	本事業において、本施設の設計・建設業務（土壌汚染等対策工事を

	含む)を担当する者で、複数企業または共同企業体をいう。
運 営 事 業 者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、本施設の運営・維持管理業務を行う者をいう。
事 業 契 約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。
基 本 協 定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての本市と民間事業者の間で締結される協定をいう。
基 本 契 約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、本市と民間事業者及び民間事業者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務(土壌汚染等対策工事を含む)の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運營業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営事業者が締結する契約をいう。
要 求 水 準 書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書 土壌汚染等対策工事編	本事業における土壌汚染等対策工事に係る要求水準書をいう。
要 求 水 準 書	要求水準書設計・建設業務編、要求水準書運営・維持管理業務編及び要求水準書土壌汚染等対策工事編の総称をいう。
募 集 要 項 等	本事業の公告に際して、配布する募集要項、要求水準書、契約書案、優先交渉権者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は「(参考)」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。

(1) [] 書きで仕様が示されているもの

本市が標準仕様として考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるものうち、本市が妥当と判断した場合に変更を可とする。

(2) [] 書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

(3) [] 書きが無く、仕様が示されているもの

本市が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり本市が認める場合に変更を可とする。

第1章 総則

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業 要求水準書 運営・維持管理業務編(以下「本要求水準書」という。)は、本市が発注する本事業の運営・維持管理業務に適用する。

第1節 事業概要

1 事業の目的

本市は、あぶくまクリーンセンターとあらかわクリーンセンターの2施設体制で市内の可燃ごみの処理を行っているが、あぶくまクリーンセンターは竣工後30年以上が経過し老朽化している。本市では、東日本大震災の経験を踏まえ、一時的に大量の災害ごみが発生しても対応可能となるよう、2施設体制を維持することとし、老朽化したあぶくまクリーンセンターを再整備する。

本事業は、ごみ処理体系の変更は行わず現在の施設の課題を解決し、循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する機能を備えた整備を目指すとともに、本施設とあらかわクリーンセンターが相互に機能を補完できるよう考慮したものとする。また、処理に伴う環境負荷を可能な限り低減するよう、処理施設の適正な維持管理、整備等を継続するものである。

本市は、施設整備にあたって次の基本方針を定めている。

1) 安全・安心な環境にやさしい施設整備

- (1) 最新技術の導入も検討し、安全かつ安定的で衛生的な処理が行える施設とします。
- (2) 高度な公害防止設備を設置し、市民が安心して生活できる生活環境を保全します。また、温室効果ガスの発生を抑制し、自然環境への負荷を低減します。
- (3) 災害に強く長期間の稼働に耐えうる施設とします。

2) 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設整備

- (1) 施設で発生する余熱を積極的に回収し、発電等による有効利用を図ります。
- (2) 既存の余熱利用施設との連携を、円滑で効率的なものとし、安定した熱供給を行います。
- (3) 施設で発生する排出物の減容化・再資源化を検討し、最終処分場の延命化を図る施設とします。

3) 周辺環境と調和した施設整備

- (1) 周辺環境と調和した色彩、デザイン等により、景観に配慮した施設整備を図ります。
- (2) 利用者の立場に立った小動物焼却施設の整備も図ります。

4) 市民との共創による施設整備

- (1) 地元住民との協議・情報共有により、信頼関係に基づく施設整備を図ります。
- (2) 利用者をはじめとした市民の意見を反映し、施設の動線・配置計画を検討し、安全で利便性の高い施設整備を図ります。
- (3) 既存施設の内、建設予定地に配置されているヘルシーランド福島の駐車場も再整備を行います。

5) 経済性に優れた施設整備

- (1) 過大とならない施設規模の検討や、効果的な設備の選定を行い、費用対効果の高い施設とします。
- (2) 建設費及び維持管理費を含めた全体的な費用の縮減を図ります。
- (3) 国の交付金制度を最大限活用できる施設の整備を検討します。

2 基本事項

1) 事業名

福島市あぶくまクリーンセンター焼却工場再整備事業

2) 施設管理者

福島市長 木幡 浩

3) 施設規模

焼却工場 60t/日×2炉 計 120t/日

4) 建設場所

福島市渡利字梅ノ木畑地内他

5) 敷地面積

約 28,000 m² (建設予定地面積：約 12,300 m² 要求水準書添付資料-1 参照)

3 本業務対象施設の概要

本業務の対象施設は、以下の施設で構成され、あわせて本施設と呼ぶものとする。

1) 本施設

- (1) 工場棟
- (2) 管理棟
- (3) 計量棟
- (4) スtockヤード
- (5) 小動物焼却施設

4 業務期間

運営・維持管理業務：令和10年4月1日から令和30年3月31日まで

ただし、運営事業者は本市が本施設を供用開始後約30年間使用する計画であることを前提とし、運転開始20年目以降に30年以上の安定稼働を確保するために必要な延命化工事を行うことを想定して運営・維持管理業務を行うものとする。

5 業務実施区域

本施設対象区域（要求水準書添付資料-1 参照）

6 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。

- 1) 運転管理業務（受付管理を除く。）
- 2) 維持管理業務（小動物焼却施設を含む。）
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務（災害時対応含む。）
- 5) 関連業務（植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等）
- 6) 情報管理業務

第2節 計画主要目

1 計画年間処理量

計画年間処理量は以下の通りとする。なお、災害廃棄物は除く。

項目	年間処理量
一般ごみ及び可燃性粗大ごみ	26,352t
資源化工場残渣（プラスチック残渣）の可燃物	上記に含む
し尿汚泥	2,920t
小動物	約2,100頭
野良犬猫等	約2,100頭
イシ（狩猟・野良 狩猟：1日の搬入上限8頭）	約580頭
不燃ごみ（積替え・保管）	約400t
不燃性粗大ごみ（積替え・保管）	約140t
資源物（積替え・保管）	約65t

2 計画ごみ質

要求水準書 設計・建設業務編「第1章 第2節 1 処理能力」によるものとする。

3 搬出入車両

要求水準書 設計・建設業務編「第1章 第2節 5 搬出入車両」によるものとする。

4 余熱利用計画

要求水準書 設計・建設業務編「第1章 第2節 8 余熱利用計画」によるものとする。

5 公害防止基準

要求水準書 設計・建設業務編「第1章 第2節 10 公害防止基準」によるものとする。

6 焼却残渣基準

要求水準書 設計・建設業務編「第1章 第2節 11 焼却残渣基準」によるものとする。

7 敷地周辺状況

要求水準書 設計・建設業務編によるものとする。

8 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令及び関連する基準、規格等を遵守すること。

表 1. 1 関係法令等例示(1/3)

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	●電気事業法（昭和39年法律第170号）
●環境基本法（平成5年法律第91号）	●電気工事士法（昭和35年法律第139号）
●都市計画法（昭和43年法律第100号）	●電波法（昭和25年法律第131号）
●大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成24年経済産業省令第46号）
●騒音規制法（昭和43年法律第98号）	●電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
●振動規制法（昭和51年法律第64号）	●再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
●悪臭防止法（昭和46年法律第91号）	●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
●ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）	●国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
●水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）	●航空法（昭和27年法律第231号）
●土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）	●景観法（平成16年法律第110号）
●水道法（昭和32年法律第177号）	●計量法（平成4年法律第51号）
●建築基準法（昭和25年法律第201号）	●道路法（昭和27年法律第180号）
●建築士法（昭和25年法律第202号）	●建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
●消防法（昭和23年法律第186号）	●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
●建設業法（昭和24年法律第100号）	●労働基準法（昭和22年法律第49号）
●河川法（昭和39年法律第167号）	●労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
●工場立地法（昭和34年法律第24号）	●高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
●浄化槽法（昭和58年法律第43号）	

表 1. 1 関係法令等例示 (2/3)

<ul style="list-style-type: none"> ●危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号） ●電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号） ●クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びクレーン構造規格（平成 7 年労働省告示第 134 号） ●ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号） ●事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号） ●酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号） ●特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号） ●発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 51 号） ●危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号） ●一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号） ●圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号） ●ボイラー構造規格（平成元年労働省告示第 65 号） ●廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について（平成 10 年生衛発第 1572 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県環境基本条例（平成 8 年条例第 11 号） ●福島県環境影響評価条例（平成 10 年条例第 64 号） ●福島県建築基準法施行条例（昭和 26 年条例第 60 号） ●人にやさしいまちづくり条例（平成 7 年条例第 22 号） ●大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和 50 年条例第 18 号） ●福島県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年条例第 32 号） ●福島県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 51 号） ●関係する福島県の条例や規則など ●関係する福島市の条例や規則など ●ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（平成 9 年厚生省水道環境部通知衛環 21 号） ●ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議） ●電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁） ●系統アクセスルールなど東北電力ネットワーク株式会社が定める規定 ●高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（経済産業省）
--	--

表 1. 1 関係法令等例示 (3/3)

<ul style="list-style-type: none"> ●高調波抑制対策技術指針（平成 7 年 10 月令和元年 5 月一般社団法人日本電気協会） ●日本産業規格 (JIS) ●電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) ●日本電機工業会規格 (JEM) ●日本電線工業会規格 (JCS) ●日本電気技術規格委員会規格 (JESC) ●日本照明器具工業会規格 (JIL) ●公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ●電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ●工場電気設備防爆指針（独立行政法人労働安全衛生総合研究所） ●官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） 	<ul style="list-style-type: none"> ●官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●火力発電所の耐震設計規定（社団法人日本電気協会火力専門部会） ●官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（平成 18 年 3 月 31 日国営整第 157 号、国営設第 163 号） ●建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●建設設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ●煙突構造設計指針（平成 19 年 11 月一般社団法人日本建築学会） ●事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針（平成 4 年 労働省告示第 59 号） ●分散型電源系統連系技術指針（平成 4 年 3 月社団法人日本電気協会） ●道路土工各指針（公益社団法人日本道路協会） ●危険物施設の震災等対策ガイドライン（平成 26 年 5 月 消防庁） ●危険物施設の風水害対策ガイドライン（令和 2 年 3 月 消防庁） ●建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和 2 年 6 月 国土交通省住宅局建築指導課） ●高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省） ●土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（令和 4 年 8 月 境省水・大気環境局 水環境課土壌環境室） ●その他関連法令、規格、基準など
---	---

3 環境影響評価書の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価書を遵守すること。また、本市が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、本市と協議の上、対策を講じること。

4 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6 官公署等申請への協力

運営事業者は、本市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任と負担により行うこと。

7 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を本市に報告し、その指示に基づき対応すること。

8 本市への報告

- 1) 運営事業者は、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第9章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11 急病等への対応」に基づくこと。

9 本市の検査等

運営事業者は、本市が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、本市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は本市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力をする

10 運営事業者によるセルフモニタリング

運営事業者は、要求水準書及び事業提案書のうち運営・維持管理業務に係る内容を網羅的に整理した運営モニタリングチェックシートを作成の上、事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。また、運営・維持管理業務の実施に当たっては、運営モニタリングチェックシートに基づいて、運営業務の内容の要求水準書及び事業提案書の内容を満たしているかどうかをセルフモニタリングすること。

11 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について本市の承諾を得ること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて承諾を得ること。なお、体制を変更する場合は、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 労働災害防止のための危害防止基準を確立すること。
- 5) 責任体制の明確化及び自主活動の促進を図ること等の総合的・計画的な対策を推進することによって、事業上における従業員の安全と健康を確保すること。
- 6) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 7) 運営事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。）（基発 0110 第 1 号、平成 26 年 1 月 10 日）に基づきダイオキシン類対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、対策委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、対策委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等、本市が定める者の同席を要すること。
- 8) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 9) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 10) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 11) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、本市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 12) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について本市に報告すること。

- 13) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 14) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催は、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。
- 15) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1 2 急病等への対応

- 1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生時の急病等対応マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、整備した急病等対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。
- 3) 本施設に設置してある AED（自動体外式除細動器）の維持管理及び操作訓練を定期的に行うこと。
- 4) 運営事業者は、急病人や緊急事態が発生した場合に備え、人工呼吸等の救助法を従業員に対し教育・訓練すること。

1 3 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を本市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 4 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に本市の承諾を得ること。

なお、本市は、本施設の所有者として、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険を付保する予定である。

1 5 地域振興

本施設の維持管理・運営にあたっては、本市内の住民に対する雇用促進のほか、本市内の企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

第4節 運営・維持管理業務条件

1 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 事業契約書
- 2) 要求水準書（設計・建設業務編）
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) その他本市の指示するもの

2 事業提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3 要求水準書記載事項

本要求水準書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4 契約金額の変更

上記2、3の場合、契約金額の増額の手続きは行わない。

5 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を本市に引き渡すこと。本市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡しに関する検査を行う。なお、引渡しに要する費用は、運営事業者負担とする。

- 1) 本市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、本市が指示する内容の業務の本市（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各設備の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただ

し、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 事業期間終了時に、それまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化総合計画（「第4章 第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施」参照）を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市へ報告すること。
- 6) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を納入すること。
- 7) 本市（運営委託を行う場合の次期運営事業者含む）に対し、本施設においては最低3か月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、本市の承諾を得ること。また、本市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、運営委託を行う場合において次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 8) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、本市と運営事業者の協議によるものとし、令和26年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、本市と協議を開始すること。
- 9) 建設事業者は、事業期間終了後においても特定部品もしくはその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続するとともに、本市が特定部品を調達しようとするときは速やかに規定の価格で提供すること。なお、特定部品の種類及び価格の決定方法については本市と協議により決定する。
- 10) 本市は、事業期間終了前に性能要件の満足を確認するため、本施設の機能・効率・能力等の確認を実施し、事業期間終了時において引き続き1年間は大規模な設備の補修及び更新を行うことなく、性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了の条件とする。性能試験等の実施に当たっては、運営事業者が性能試験要領書（引渡性能試験と同程度の内容）を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて施設の機能・効率・能力等の性能試験を本市の立会いの下に行う。なお、運営事業者は、事業期間終了後の1年間の運転期間中に、本施設に関して運営事業者の維持管理等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、通常の運営に支障を来さないようにすること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市の承諾を得ること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第32号）第17条に定める技術管理者（以下「廃棄物処理施設技術管理者」という。）の資格を有し、廃棄物を対象とした焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間は配置すること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者または、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、本施設の現場総括責任者に次ぐ職責を2年以上経験した技術者を配置しなければならない。
- 2) 運営事業者は、みなし設置者としてボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 4) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2.1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 （ごみ焼却施設）	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
安全衛生推進者	安全衛生に係る技術的事項の管理（常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	酸欠や硫化水素危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症や硫化水素中毒を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
ボイラー技士	ボイラーの操作、点検を業務
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーン・デリックの運転
第 2 種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第 2 種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務
エネルギー管理員	エネルギーを消費する設備の維持管理、エネルギーの使用方法の改善・監視等の業務
ダイオキシン類業務に係る作業指揮者	焼却炉等の運転、点検作業を行う作業場の指揮
有機溶剤作業主任者	有機溶剤を取り扱う作業場の指揮、監督
ガス溶接技能資格者	可燃性ガス及び、酸素を用いて行う溶接、溶断の作業を担当
アーク溶接技能資格者	アークを用いて行う溶接、溶断の作業を担当

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第 3 節 教育訓練

- 1) 運営事業者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、運営事業者自ら確保した運転員などに対し、適切な教育訓練を行うこと。
- 2) 運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に建設事業者より本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

1 受付管理

- 1) 搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行を行うこととし、これら業務は本市が行う。
- 2) 施設見学者の受付、記録、管理を行うこととし、これら業務は本市が行う。

2 案内・指示

搬入車両に対し、ルート案内や荷降ろし場所の指示を行うとともに安全上の注意を行うこと。

3 受付時間

1) 収集委託業者及び許可業者

受付時間は、年始（1月1日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分までとする。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）については、受付を行う。

2) 直接搬入者

受付時間は、年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日の午前8時45分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時30分までとする。祝日については、受付を行わない。

第3節 搬入管理

- 1) 安全に搬入が行われるように、工場棟のプラットホーム内及びその周辺において搬入車両を誘導、指示すること。適宜、誘導員を配置し、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うこと。
- 2) 直接搬入者と許可業者の荷降ろし時に適切な監視、指示を行うこと。
- 3) 処理対象物について、善良なる管理者の注意義務に従い、ダンピングボックスを活用するなどして、処理不適物の混入防止に努めること。特に、段ボール箱などに入れられたものについては、その中身について確認すること。また、正しくごみが分別されていない

い場合には、指導を行うこと。

- 4) 計量棟やプラットホームでの監視で確認された処理不適物及び資源物（搬入用の段ボール等含む）については、原則として持ち込んだ者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じない、または受け入れ後に発見した場合などの理由により、処理不適物が残った場合は、適切に貯留すること。
- 5) 処理不適物は、原則として、本市と運営事業者との事前協議により、定められた種類のものに限定される。なお、事前協議で処理不適物として定められていない種類のものであって、本施設での処理が困難または不相当であると運営事業者が申し立てを行い、本市がこれを受理した場合には、新たに処理不適物の種類に加えてもよい。

第4節 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。
- 3) 運営事業者は、有害鳥獣（イノシシ等）の処理を行うこととし、処理方法は提案によるものとする。

第5節 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。なお、安全で安心かつ効果的な体制を構築する上で、最新の自動制御や情報通信技術を活用することも可とする。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について本市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市の承諾を得ること。

第6節 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- 2) 本施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金については、運営事業者の負担とする。

なお、電気事業者との契約については運営事業者とし、売電収入の帰属先は本市とする。契約電力には、本施設停止期間中の資源化工場及びヘルシーランド福島の稼働を考慮することとし、その間の使用料金も含め、運営事業者の負担とする。ただし、焼却炉立上げ時の消費電力が大きい時間帯での資源化工場稼働は予定していない。

- 3) 本施設の運営時に必要となる用役については、運営事業者が自ら調達するとともに費用負担すること。なお、管理棟で本市が使用する電話、インターネットは本施設とは別途契約し、使用料金は本市負担とする。資源化工場及びヘルシーランド福島の電気以外の用役費

は本市の負担とする。

- 4) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に貯留している状態を保つように管理すること。貯留量は、最大日使用量の7日分以上とする。
- 5) 燃料貯留タンクの容量は、全炉停止状態（コールド状態）から1炉を立上げた後、蒸気タービン発電機運転後もう1炉の立上げができるまで、本設備が稼働を続けるために必要な容量以上とすること。

第7節 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画書に基づき、月間運転計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画書及び月間運転計画書を必要に応じて変更すること。なお、変更にあたっては本市の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく本施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画書を毎年度作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画書に基づき、月間調達計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 6) 運営事業者は、計画処理量に基づいた発電量及び焼却残渣等の量を毎年度提出すること。

第8節 運転管理記録の作成

運営事業者は、ごみ搬入量、ごみ処理量、焼却残渣等の量、各設備機器の運転データ、電気・上水・薬品使用量等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。作成した運転日報等は本市に提出すること。

第9節 運転管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な運転管理を行っていくため、運転管理について基準化した運転管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、運転管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第10節 エネルギー利用

1 発電

運営事業者は、電気事業法等の関係法令、関連規制等に準拠し、安全かつ効率的・安定的に本施設の運転を行い、処理に伴って発生する余熱を利用して発電を行うこと。

2 電力供給

運営事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーについては、廃熱ボイラーを設置し発電することにより、電力として本施設内で利用するとともに資源化工場及びヘルシーランド福島へ送電すること。また、余剰電力は電力会社等へ売電すること。運営事業者は事業期間を通じて売電電力量ができる限り多くなるように努めること。

なお、余剰電力の売電に係る収入は本市に帰属するものとする。

3 熱供給等

運営事業者は、ヘルシーランド福島に熱供給を行うこと。

第11節 性能試験の実施

- 1) 運営事業者は、要求水準書 設計・建設業務編 「第1章 第6節 2 引渡性能試験」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施が必要な項目を定め、運営期間中間時において本市立会のもと実施すること。
- 2) 性能試験項目は、本市、運営事業者、建設事業者の協議によるものとする。
- 3) 本性能試験は、「第1章 第4節 5 本業務期間終了時の引渡し条件」において実施する性能試験と同等のものとする。

第12節 その他

- 1) 遺失物の調査の依頼があった場合には、本市の指示に従って、その調査に協力すること。
- 2) 年末年始や大型連休後の搬入車両が多くなる繁忙期は、必要に応じて誘導員を増員し、円滑なごみの受け入れ、場内の混雑や場外の渋滞の軽減に努めること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換え什器・什器・消耗品の交換や補充などの一切の管理を指す。

1 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表4.1の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4.1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名	備考
ボイラー	電気事業法 第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 2年に1回以上
	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 32 条 定期自主検査 第 38 条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
タービン	電気事業法 第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 4年に1回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査 第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 作業開始前 2年に1回以上
	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1年に1回以上 1月に1回以上 1年未満～2年以内に1回以上
エレベーター	建築基準法 第 12 条	1年に1回以上
	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1月に1回以上 1年に1回以上
第1種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 88 条 定期自主検査	1年に1回以上
第2種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 94 条 定期自主検査	1年に1回以上
小型ボイラー及び小型圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則 第 94 条 定期自主検査	1年に1回以上
計量機	計量法 第 21 条 定期検査	2年に1回以上
貯水槽	水道法施行規則 第 56 条 検査	1年に1回以上
危険物地下タンク貯蔵所	消防法 第 14 条の3	消防法の規定による
一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 第 5 条 精密機能検査	3年に1回以上
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の6 点検の内容及び方法	外観点検 3月に1回以上 機能点検 6月に1回以上 総合点検 1年に1回以上
自家用電気工作物(受変電設備他)	電気事業法 第 42 条 年次点検 月例点検	1年に1回以上 1月に1回以上
その他必要な項目	関係法令による	関係法令の規定による

2 保守管理の実施

運営事業者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3 保守管理実施結果の報告

- 1) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書を作成し本市へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

1) 補修工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、表4.2を参考に運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- (2) 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (3) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

表4.2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）
補修工事	予防保全	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 ・構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
	状態基準保全	<ul style="list-style-type: none"> ・摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	<ul style="list-style-type: none"> ・故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 ・保全部材の調達が容易なもの。 	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類

※プラント設備、建築設備の例

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事実施結果の報告

- (1) 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

- (2) 運営事業者は、各年度の年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (3) 補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

2 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、本市の承諾を得ること。なお、展示・学習機能に係る展示・解説のコンテンツは、陳腐化しないように運営期間に2回以上更新するものとする。
- (2) 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、本市の承諾を得ること。
- (3) 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、本市の承諾を得ること。
- (4) 更新工事実施に際して、更新工事実施前までに詳細な更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施結果の報告

- (1) 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (2) 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- (3) 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本市との協議による年数保管すること。

3 保全工事

- 1) 保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。
- 2) 運営事業者は、適切な保全工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、アスファルト舗装工事、構内白線引き等について配慮すること。

- 3) 運営事業者は、保全工事を行った場合は保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。

第4節 清掃

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じ、本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。
- 2) 運営事業者は、清掃計画書を作成し、本市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を本市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、本施設について3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施し、本市へ報告すること。精密機能検査の費用は運営事業者の負担とする。
- 2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化総合計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）令和3年3月改訂 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」に基づき本業務期間を通じた長寿命化総合計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化総合計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき定期的に更新し、その都度、本市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化総合計画に基づき、本施設の要求性能を維持するために、維持管理を行うこと。
- 4) 令和26年度（運営開始後16年目）に、それまでの補修及び維持管理業務実績を考慮し見直した長寿命化総合計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を本市へ報告すること。これにより、本業務終了時における引渡し時の詳細条件について、本市と運営事業者で協議する。
- 5) 事業終了時に本業務終了時における引渡し条件を踏まえ、長寿命化総合計画を再策定すること。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表5.1～表5.2に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。なお、作成にあたっては表5.1～表5.2の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び本市が合意した場合、表5.1に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。

表 5.1 業務期間中の測定項目

区分	測定箇所	計測項目	最低頻度
ごみ質	受入供給設備	種類組成、三成分、低位発熱量、バイオマス比率、単位体積重量、元素組成	1回/月
燃焼室温度	炉出口	炉出口温度	常時
排ガス	煙突	ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物	1回/2か月
		ダイオキシン類	2回/年
		一酸化炭素	常時
		水銀	2回/年
		有害金属	2回/年
焼却灰	灰搬出装置出口	熱しゃく減量、含水率	1回/月
		ダイオキシン類含有量、水銀含有量	1回/3か月
		放射性セシウム濃度（ヨウ素131、放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計）	1回/月
飛灰処理物	処理物搬送コンベヤ出口	アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物の溶出量	1回/3か月
		ダイオキシン類含有量	1回/3か月
		放射性セシウム濃度（ヨウ素131、放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計）	1回/月
騒音	敷地境界 4か所	騒音レベル（デジベル）	1回/6か月
振動	敷地境界 4か所	振動レベル（デシベル）	1回/6か月
悪臭	敷地境界 4か所	臭気指数	1回/年
		特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）	1回/年
	脱臭装置出口、煙突	臭気指数	1回/年
	排水	特定悪臭物質（敷地境界の測定物質と同様）	1回/年
		メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル	1回/年
作業環境基準	指定箇所 10か所	ダイオキシン類濃度他 ダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく作業環境測定に必要なもの	1回/6か月
放流水	放流樹出口付近	水素イオン濃度他「要求水準書 設計・建設業務編 第1章 第2節 10 2）排水基準値」で示した全ての項目	1回/6か月
空間放射線測定	敷地内 8か所程度	放射性セシウム濃度（ヨウ素131、放射性セシウム134及び放射性セシウム137の合計） 測定方法は、「除染関係ガイドライン 平成25年5月第2版 第1編」による	1回/月

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

本市は、運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類、水銀とする。なお、排ガス以外の測定項目が公害防止基準値を超過した場合、排ガスの要監視基準値を超過した場合の対応と同等の措置を講じること。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表5.2に示すとおりとする。

表 5.2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]	[]	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.01	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	塩化水素 [ppm]	[]		50	
	硫黄酸化物 [ppm]	[]		50	
	窒素酸化物 [ppm]	[]		50	
	一酸化炭素 [ppm]	[]	[]	30	
[]		[]	100	1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。	
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	[定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに対応策を実施する。]		0.1	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	水銀 [μg/m ³ N]	[]		30	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、当該計測結果を得た日から起算して 60 日以内（当該計測結果が左記の基準値の 1.5 倍以上の場合は 30 日以内）に通常の運転状態及び排出状況において 3 回以上再計測し、定期バッチ計測結果及び再計測結果のうち、最大値及び最小値を除く計測値の平均値が左記の基準値を上回った場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- 2) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- 3) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（本市による承諾）
- 4) 改善作業への着手
- 5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- 6) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- 7) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 速やかな本施設の運転停止
- 2) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告

- 3) 市が行う地域住民等への報告、説明への協力
- 4) 停止レベルに至った原因と責任の解明
- 5) 復旧計画の策定（本市による承諾）
- 6) 改善作業への着手
- 7) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- 8) 復旧のための試運転の開始
- 9) 運転データの確認（本市による確認）
- 10) 市が行う地域住民等への報告、説明への協力
- 11) 本施設の使用再開

4 停止基準値を超過した場合の特別の対応

1) 簡略化した対応

停止基準を上回った理由が、測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- (1) 速やかな本施設の運転停止
- (2) 本施設が異常事態に至ったことの本市への報告
- (3) 停止レベルに至った原因と責任の究明
- (4) 改善作業への着手
- (5) 改善作業の完了確認（本市による確認）
- (6) 作業完了後の運転データの確認（本市による確認）
- (7) 本施設の使用再開

2) 本施設で処理を継続できない場合の対応

長期の停止によりごみ処理ができない場合は、代替の処理施設等の手配は原則、運営事業者が行うものとし、必要に応じて本市が協力する。なお、処理に係る費用は運営事業者の負担とする。

3) 資源化工場及びヘルシーランド福島の対応

停止基準を上回った場合においては、資源化工場及びヘルシーランド福島の稼働継続について協議するものとする。

この場合における資源化工場及びヘルシーランド福島稼働に必要な電気使用料や燃料使用料は原因者負担とする。

第6章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。また、災害発生時には施設見学者等を本施設内の安全な場所、もしくは、ヘルシーランド福島へ避難誘導できる体制を整えておく等、地域防災に協力を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、本施設全体の防災に努め、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように本施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

- 1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、本市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- 3) 緊急対応マニュアルは施設の計画時点において、想定されるリスク項目別に対応方法を検討し、本市と協議の上作成し、本市の承諾を得ることとする。また、必要に応じて改定すること。
- 4) 緊急対応マニュアル作成において、事故に係るものは「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（環境省）」に基づいて作成すること。

第4節 事業継続計画の作成

- 1) 運営事業者は、緊急事態が発生した際に、本事業の継続や復旧を速やかに遂行するための事業継続計画（Business continuity planning：BCP）を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 緊急事態が発生した際から7日間の対応については、要求水準書を考慮し、特に詳細に記載すること。
- 3) 災害、疫病、システム障害等の緊急事態別に具体的な対応方法及び事業継続可否の判断指標を設けること。

第5節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、本市等への連絡体制の整備を含む防災管理体制を整備すること。また、運営事業者は、平常時の本市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に本市に報告すること。

第6節 防災訓練の実施

運営事業者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、訓練の開催は、事前に本市に連絡し、本市の参加について協議すること。

第7節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合に緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を本市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、本市に提出すること。

第7章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

- 1) 運営事業者は、植栽管理計画書を作成して本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。
- 2) 設備の資産価値を維持し、使用期間の増大を図ること。
- 3) 美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献すること。
- 4) 運営事業者は植栽管理実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

第3節 積雪対応

- 1) 運営事業者は、施設の積雪対策計画書を作成し、構内道路等の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。
- 2) 運営事業者は、積雪対策実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。

第4節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、本施設警備・防犯体制について本市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに本市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、場内の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- 4) 運営事業者は、本施設の受付時間に応じて門や扉の開錠または施錠を行うこと。
- 5) 不審者を発見した場合は警察に速やかに通報し、適切な措置を講じること。

第5節 見学者対応

- 1) 運営事業者は、本市にて受付を行った見学者を対象に、本施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。
- 2) 行政対応は本市が実施するものとするが、運営事業者は本施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等に協力すること。
- 3) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、本施設への来場から退場に至るまで、安全性に十分配慮した見学体制を整備すること。
- 4) 見学者説明要領書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 5) 見学者説明用パンフレットや説明用映写ソフト、場内案内説明装置の内容更新、追加印刷等を実施すること。内容更新は、運営期間中に3回行うものとし、詳細については本市と協議し、決定すること。2回目の更新時は、新たな画像制作、作図、レイアウト変更等を伴う新規作成を行うこと。パンフレットの見直しにおける増刷部数は、「要求水準書 設計・建設業務編 第2章 第13節 5 説明

用備品類」の説明用パンフレット（一般説明用及び小学生用）の部数と同じとする。

- 6) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- 7) 見学者受入人数の想定については、年間 2,000 人を想定している。

第 6 節 周辺住民への対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 周辺住民への対応は、原則本市にて行うこととするが、運営事業者は、必要に応じて周辺住民への協議の場等に出席し、本市への補助を行うこと。
- 3) 本市が実施する住民等との協議会の主旨を十分理解し、これを遵守すること。
- 4) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、本業務の範囲内において初動対応を行うこと。また、意見等については速やかに本市に報告し、本市と協議の上対応することとし、その内容を報告書として作成し、本市へ提出すること。

第 7 節 災害発生時の対応・防災備蓄スペースの管理

- 1) 本市は、防災備蓄品を納入、管理する。
- 2) 災害発生時に、市が防災備蓄品の搬出を速やかに出来るよう配慮すること。災害発生時の対応の詳細については本市と協議し、決定すること。
- 3) 災害発生時には、本施設見学者等が、本市の「地域防災計画」で定める避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行うこと。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外に使用しないものとし、情報に漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について本市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、本市の承諾を得ること。

- ①業務実施体制
- ②安全衛生管理体制
- ③防災管理体制
- ④平常時連絡体制
- ⑤警備・防犯体制
- ⑥運転管理体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、本市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、本市の承諾を得ること。

運営事業者は、本市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては本市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記①～⑥のマニュアルに関する内容を含む。

- ①運転管理マニュアル
- ②維持管理マニュアル
- ③安全作業マニュアル
- ④測定管理マニュアル
- ⑤緊急対応マニュアル
- ⑥急病等対応マニュアル
- ⑦その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、ごみ処理量、焼却残渣等の量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、本市の承諾を得ること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画書及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、保守管理計画書については本市の承諾を得ることとし、保守管理実施結果報告書については本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、補修工事結果を記載した補修工事実施結果報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 4) 補修工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、更新工事結果を記載した更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、本市へ報告すること。
- 3) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 4) 更新工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。

- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第10節 清掃、植栽管理、積雪対応

- 1) 運営事業者は、本施設に係る清掃計画書及び清掃実施結果報告書、植栽管理計画書及び植栽管理実施結果報告書、積雪対策計画書及び積雪対策実施結果報告書を作成し、本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 清掃、植栽及び積雪管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表5.1及び表5.2に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、本市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は、測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、本市へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第12節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討

し、本市へ報告すること。

- 4) 運営事業者は、本市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第13節 防災管理

- 1) 運営事業者は、緊急対応マニュアル、急病等対応マニュアル及び事故報告書を作成し、緊急対応マニュアル及び急病等対応マニュアルについては本市の承諾を得ることとし、事故報告書については本市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1)に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 3) 防災管理関連データは、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第14節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第14節の履行結果をとりまとめ、セルフモニタリングに基づいて作成した月間業務完了報告書を本市へ提出すること。これを補完する目的で本市が随時のモニタリングを行うこととする。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、本市と協議の上決定すること。

第15節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または運営事業者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告書を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について本市と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告書については、法令等で定める年数または本市との協議による年数保管すること。

第16節 情報セキュリティ

- 1) 運営事業者は、セキュリティソフトの導入（更新）等の情報セキュリティ対策を講じること。
- 2) 運営事業者は、セキュリティポリシーを定め、個人情報の外部漏洩を防止すること。
- 3) 情報セキュリティの詳細な内容については本市と協議の上決定すること。
- 4) 運営事業者またはその従業員は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏らしたり、または不当な目的に使用してはならない。このことは、契約期間が終了し、または従業員がその職務を退いた後においても同様とする。

第9章 本市において実施する業務

第1節 ごみの収集及び搬入

- 1) 本市は、ごみの収集を行い、本施設へのごみの搬入を行う。
- 2) 本市は、一般廃棄物処理実施計画を定め、本計画を基に毎年度、本施設とあらかじめクリーンセンターの搬入量調整を行う。運営事業者は、本市が行う搬入量調整に協力すること。
- 3) 本市は、展開検査（パッカー車等の中身の検査）を年2回程度行うものとし、運営事業者は必要に応じて誘導や清掃等に協力すること。なお、展開検査の方法は、ダンピングボックスやプラットホーム等へ広げて検査するものとする。

第2節 受付・計量業務

- 1) 本市は、計量棟において搬入出車両の受付、計量、記録、確認、管理を行う。
- 2) ごみの計量は、原則として全ての車両搬入と搬出時に2回計量を行う。
- 3) 混載状態でごみを搬入する直接搬入者に対しては、1度計量後、まずプラットホームに案内し、可燃ごみまたは可燃性粗大ごみを荷降ろしするものとする。2度計量後、ストックヤードに案内し、その他のごみを荷降ろしするものとする。ストックヤードへの荷降ろし後は計量を行わず、退出するよう案内する。
- 4) 委託収集車に対して、搬出用計量機での計量時に伝票を発行する。
- 5) 直接搬入者については、原則として搬出用計量機での計量時に料金徴収を行う。
- 6) 許可業者については、原則として月締めの納入通知書により料金徴収を行う。
- 7) ペット持ち込みの市民については、小動物焼却施設へ案内する。
- 8) 本市は、ストックヤードに搬入された資源物の品目毎の仕分けを行う。

第3節 小動物の受入、焼却、遺骨返還

- 1) 本市は、管理棟において市民持込のペットの受付、記録、確認、料金徴収を行う。また、希望者には遺骨の返還を行う。
- 2) 本市は、小動物焼却施設でペットを受入れた後、焼却を行う。本市による小動物焼却を除き、運営事業者は、小動物焼却施設の維持管理や清掃他、一切の業務を行うこと。
- 3) 遺骨返還に伴う骨壺は本市負担により調達するものとするが、その他の小動物焼却施設の運転に係る用役は運営事業者の負担によるものとする。
- 4) 受付時間は8:45～11:30、13:00～16:30、受付休止は土日祝日、12/29～1/3とする。

(参考過去実績)

区 分	飼 犬 (頭)	飼 猫 等 (頭)	合 計 (頭)
平成 28 年度	941	1,235	2,176
平成 29 年度	924	1,248	2,172
平成 30 年度	821	1,230	2,051
令和元年度	811	1,275	2,086
令和 2 年度	740	1,268	2,008

第 4 節 管理棟の管理

- 1) 本市は、管理棟の室内清掃を行うものとするが、外壁や窓等の足場や高所作業が必要となる清掃については、運営事業者が行うものとする。
- 2) 本市は、管理棟各室の開錠、施錠を行うものとする。

第 5 節 見学者等への対応

- 1) 本市は、施設見学者の受付、記録、管理を行うものとする。なお、施設の見学者の説明対応は運営事業者が行うこと。
- 2) 本市は、運営事業者が実施する見学者対応について、見学者説明への同行や説明補助等の協力を行う。
- 3) 行政視察や行政からの問い合わせ等の対応は本市が実施するものとするが、運営事業者は本施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等に協力すること。
- 4) 周辺住民への対応は本市にて行うこととするが、運営事業者は本市が必要と認めた場合には周辺住民への協議の場等に参加し、本市への補助を行うこと。

第 6 節 運営・維持管理モニタリング

1 業務実施状況のモニタリング

本市は運営事業者から提出された各種業務の計画及び報告にもとづいて業務の実施状況のモニタリングを行う。運営事業者は、本市が行うモニタリングに協力すること。

2 財務状況のモニタリング

本市は、財務状況等について、運營業務委託契約書に定めるところにより、定期的にモニタリングを行う。なお、モニタリングに要する費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、本市の負担とする。

運営事業者は、毎事業年度、財務書類（会社法第 435 条第 2 項に規定する計算書類）を作成し、会計監査人及び監査役による監査を受けた上で、事業報告及びこれらの附属明細書の写しを、毎事業年度経過後 3 か月以内に提出すること。

本運営事業の実施に重大な影響がある事象が確認された場合には、運営事業者に対し追加資料の提出、当該事象についての報告、説明を求めるほか、必要に応じ専門家による調査確認を実施する。

3 運営管理状況のモニタリング

運営事業者は、本市が必要と判断した時に、第三者機関による運営管理状況のモニタリングを受けること。なお、運営管理状況のモニタリングの実施内容及び実施頻度は本市にて決定するものとし、その費用は、運営事業者側に発生する費用を除き、本市の負担とする。

4 周辺環境のモニタリング

運営事業者は、本市が周辺環境モニタリングを行うに当たっては、全面的に協力すること。

第7節 焼却残渣等の運搬・処分・売却

- 1) 本市は、本施設で発生する焼却残渣（焼却灰、処理飛灰）や処理不適物、引き取りの無い遺骨、ストックヤードで受け入れたごみの場外への運搬、処理、処分、売却を行い、それに伴う費用は本市が負担するものとする。
- 2) 運営事業者は本市が焼却残渣等を搬出する際の、車両への積み込み等の搬出について必要な協力を行うこと。
- 3) 焼却残渣等の搬出について、搬出頻度、積込作業等の詳細は本市と運営事業者の協議により決定する。

第8節 あらかわクリーンセンターとの相互調整

- 1) 本市は、本施設、あらかわクリーンセンター、両施設間の搬入焼却計画等の調整を行う。運営事業者は、本市が行う調整業務に協力すること。

第9節 その他の業務

- 1) 本市は、上記業務を実施する上で必要な業務を行う。
- 2) 本市は、資源化工場及びヘルシーランド福島の運営管理を行う。